

情報保護評価に関する論点

(1) プライバシー等の権利利益保護への取組みの宣言について

- プライバシー等の権利利益保護に取り組んでいることを各機関がしきい値評価書で宣言することが必要ではないか。
- 評価書のタイトルを「しきい値評価書」から、例えば「基礎項目評価書」に改めることが必要ではないか。
(別添 1 「基礎項目評価書<<記載要領>>」参照。)

(2) 重大事故について

- 全項目評価書の記載事項については、番号法上、個人情報ファイルの事故とする必要があること、内閣官房案では初回のしきい値判断の際には全機関において「重大事故の発生なし」となること等を踏まえ、対象（特定個人情報か個人情報か）、範囲（機関単位か業務単位か）についてどう考えるか。（別添 2 「重大事故に関する論点」参照。）

(3) 非公表について

- 内閣官房案が、非公表についての「詳細は、追って委員会より示されることが考えられる」としていることを踏まえ、①典型的にセキュリティリスクが高いと考えられる評価書中の項目を委員会が例示（判断は評価実施機関の裁量に委ねられる）することについてどう考えるか。②例示する場合、評価書のどの項目を非公表項目として示すか。（別添 3 「非公表に関する論点」参照。）

(4) その他

- プライバシーリスクの例示
- 特定個人情報ファイルの取扱いの重要な変更